

マイナンバー記載用紙〈教育・保育施設届出用〉

(あて先) 新潟市長
施設長

教育・保育施設の利用申し込みにあたり、下記のとおり申請者及び同居世帯員のマイナンバーを届出します。

※転園申請者提出不要

提出日 令和 年 月 日

第1希望施設名 または 在園施設名	
申請(在園)児童氏名	(生年月日 平成・令和 年 月 日生)

平成28年1月から「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」(「番号法」)が施行され、保育園や認定こども園、地域型保育事業施設等を利用する際の提出書類に、マイナンバーの記載が義務付けられました。皆さまの保育料・利用者負担額や教育・保育にかかる給付額を正しく算定するため、マイナンバーのご記入をお願いします。

新規入園申請 → 世帯全員について記載 ※申請児童(続柄を本人とする)、生計を同一にする別居の子どもを含む

世帯増員による変更届提出 → 増員世帯員分のみを記載

ふりがな 申請者氏名 (代表保護者)	申請児童 との続柄	マイナンバー																				



申請者(代表保護者)の番号確認が可能な資料を添付してください。
(下記①～③のいずれかを提出)

①個人番号カード(写)
②通知カード(写) + 本人確認資料
③個人番号記載の公的書類(住民票等) + 本人確認資料

※氏名・住所等の記載情報が現況と相違がない資料を提出してください。
本人確認資料については裏面をご確認ください。

ふりがな 同居世帯員	申請児童 との続柄	マイナンバー																				
	本人																					



同居世帯員はマイナンバーの記載のみになります。
番号確認が可能な資料の添付は不要です。

《 注意事項 必ずお読みください 》

- ・本用紙は申請児童1人につき1枚提出してください。
ただし、兄弟姉妹が同一の施設に申請または在園する場合、添付する番号確認資料については、1施設につき1枚の提出で構いません。
- ・本用紙と番号確認資料を『マイナンバー記載用紙封入用封筒』に入れてご提出ください。
兄弟姉妹が同一の施設に申請または在園する場合、施設毎にまとめて1つの封筒へ封入してください。

問い合わせ先

保育認定児童(2号・3号) → 施設が所在する区の健康福祉課 児童福祉係・担当

北 区	025-387-1335	秋葉区	0250-25-5683
東 区	025-250-2330	南 区	025-372-6351
中央区	025-223-7232	西 区	025-264-7340
江南区	025-382-4353	西蒲区	0256-72-8389

教育標準時間認定児童(1号) → 新潟市 こども未来部 保育課 運営担当
025-226-1225